

## 新型コロナウイルス感染症による持続化給付金等にかかる相談窓口について

新型コロナウイルス感染症の発生により、影響を受けている組合員の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

当組合では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている組合員の皆様に支援するために持続化給付金等の相談窓口を設置しております。

ご相談されたい方は、営農企画部 営農企画課（Tel：0943-75-4200）までお問合せ下さい。

### ○持続化給付金

- ・対象者：コロナウイルスの影響により減収割合が前年同月比 50%以上を超える事業者  
※個人の農業者は前年月平均収入に比べ 50%以上減収となった場合。
- ・申請期間：令和2年5月1日～令和3年1月15日

### ○福岡県持続化緊急支援金

- ・対象者：コロナウイルスの影響により減収割合が前年同月比 30%以上 50%未満となる事業者  
※個人の農業者は前年月平均収入に比べ 30%以上 50%未満の減収となった場合。
- ・申請期間：～令和2年6月30日

詳細は下記をご覧ください。

持続化給付金 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

福岡県持続化緊急支援金 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kinkyushienkin.html>

にじ農業協同組合